

品質保証規定

1. 保証内容

取扱説明書、施工説明書に従って使用者が通常使用したにも関わらず、製造上の責任による使用上支障をきたす不具合があった場合は、本品質保証規定に従って無償修理をいたします。ただし製品個別に本書と異なる定めがある部分については、個別の定めが優先して適用されるものとします。

2. 保証期間

お買い上げ日より1年間

3. 免責事項

- ・本来の使用目的以外の使用や使用上の誤り、法令等に違反した使用に起因する不具合
- ・天災その他不可効力（火災、暴風雨、水害、地震、落雷、雪害、噴火、公害、異常電圧等）に起因する不具合
- ・使用者が構造、機能を変更または改造したことに起因する不具合
- ・使用者が適切な維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- ・強度基準を超えた条件下での使用に起因する不具合
- ・設置や保管場所周辺の自然環境や使用環境などに起因する以下を含む不具合
 - ▶ 海岸付近による塩害や融雪剤等による塩害、温泉地等での腐蝕性ガス、酸性雨等による腐蝕
 - ▶ 大気中の煤塵や砂塵・金属粉や周辺工業活動等に伴う腐蝕性ガス等による腐蝕
 - ▶ 動植物の影響や薬品付着、周辺で発生する振動等による損傷
 - ▶ 凍結による破損
- ・強い衝撃や転倒、落下、無理な動作による不具合
- ・暴動、犯罪など不当な行為や破壊行為による不具合
- ・経年に伴うメッキや塗装の剥離、キズ、摩耗に起因するサビ腐蝕等の不具合
- ・経年に伴う塗装劣化や表面の色あせ等の外観上の変化
- ・軟弱地盤や強風地域など設置個所の条件に適した基礎施工や固定が行われなかったことによる不具合
- ・機能上で支障のない音、揺れ、臭い、硬軟など感覚的な現象
- ・付帯する設置工事、水道工事、電気工事など製品本体以外に起因する不具合
- ・当社が製造および施工していない建造物および設備等に起因する不具合
- ・電球、乾電池、パッキン類、洗浄剤等の消耗品
- ・製品の故障に起因する機械、設備、器具の損傷や機会損失、逸失利益などの二次的損害
- ・納品までの輸送などの取扱い上で致しかたなく発生する軽微なキズなど製品特性に起因する現象

4. 無償修理の依頼方法

- ・無償修理を依頼される場合は、保証書をご提示の上、お買い上げいただきました販売店または工事店にご依頼ください。
 - ・保証書のご提示がない場合（※）や保証書の内容に書き換えがある場合は無償修理をお受けできません。
- ※.保証書がない場合でも購入履歴が当社で確認できる場合は無償修理の受付をさせていただきます。

5. その他

- ・本品質保証規定および保証書は日本国内においてのみ有効です。海外に持ち出された場合はその時点で保証対象外となります。
- ・保証書は本品質保証規定に明示した期間、条件のもとにおいて無償修理をお約束するものです。従って、保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。
- ・保証書にご記入いただく住所などの情報は保証期間内およびその後のサービス活動のために利用させていただく場合がございますのでご了承ください。